

議案第 10 号

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 3 年 3 月 4 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部が改正されたことに伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものです。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了した者でなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市_____の長が行う研修を修了した者でなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>